

新篠津村議会 YouTube チャンネル運用方針

1 趣旨

本方針は、新篠津村議会が村民に開かれた議会を実現するため、動画配信サイト「YouTube」に新篠津村議会チャンネルを開設し、本会議の中継映像（録画を含む。）を投稿して配信するにあたり、閲覧者の皆さんに誤解や混乱を生じさせないよう、運用に関して必要な基本事項を定めるものです。

2 運用方法

本チャンネルは、以下のとおり運用することとします。

(1) チャンネル名、URL 及び運用者名

ア チャンネル名:新篠津村議会チャンネル（以下「本チャンネル」という。）

イ URL:https://www.youtube.com/channel/UCRfa810PbE_daIjJGCD8nHQ

ウ 運用者名:新篠津村議会（以下「村議会」という。）

(2) 運用の管理者及び担当者

ア 管理者 新篠津村議会事務局長

イ 担当者 新篠津村議会事務局庶務係職員

(3) 配信内容

ア 定例会及び臨時会における議案、請願等の審議に関する中継映像

イ 定例会における総括質問及び一般質問に関する中継映像

ウ その他本会議で行う議事等に関する中継映像

(4) 運用時間等

ア (3)に掲げる中継映像を、原則としてその日の会議が終了し、映像編集終了後に投稿します。

イ 中継映像の投稿は、原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（祝日及び 12 月 31 日から 1 月 5 日までの日を除く。）に行います。ただし、それ以外の時間も必要に応じて投稿する場合があります。

ウ 本チャンネルは、原則として中継映像の配信のみを行い、中継映像に対するコメント等の投稿を停止して運用します。本チャンネルに対するご意見・ご質問は、村議会事務局にお問い合わせください。

3 著作権

本チャンネルで配信した中継映像の著作権は、村議会又は正当な権利を有する者に帰属します。

また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

4 個人情報の取扱い

本チャンネルでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、新篠津村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新篠津村条例第6-2号）に従って適切に取り扱うものとします。

5 免責事項

- (1) 本チャンネルで配信する中継映像は、村議会の正式な記録ではありません。
- (2) 村議会は、本チャンネルで配信する中継映像の正確性、完全性、有用性等を保証するものではなく、その内容を利用者が利用し、又は信用したことによって利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (3) 村議会は、利用者間又は利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (4) YouTube は、Google LLC のシステムによって運営されており、村議会は YouTube に関するご質問等については、一切お答えすることができません。
また、村議会は、本チャンネルに関連する事項に起因し、又は関連して生じた損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (5) 村議会は、予告なく運用方針を変更し、運用方法を見直し、又は本チャンネルの運用を中止する場合があります。